慶 弔 禍 福 規 程

改定:令和4年12月1日

第1条(目的)

この規程は、就業規則に定める慶弔見舞金の支給、その他会社の祝意または弔意の表明に関する基準を定める。

第2条(適用範囲)

- 1 この規程においてリキグループ (株式会社リキワールド・株式会社ワールドプラン・株式会社 ティーエム・テックス、以下、会社という) に雇用されたすべての従業員(以下、社員という) に適用する。
- 2 この規程は次項に定める慶弔禍福事項の発生したことが判明したとき在籍する社員について 適用する。但し、同一人の慶弔禍福事項に社員2名以上が関係するときは、そのうちの1人につ いて適用する。尚、社員同士の結婚についてはこの限りではない。
- 3 この規程において、慶弔禍福事項とは、以下の各号の範囲内とする。但し、配偶者とは、内縁 関係にある者を含む。
 - ① 社員本人又はその子女の結婚(但し、挙式または入籍を伴うものに限り、かつ初婚、再婚を問わない)。
 - ② 社員本人若しくはその配偶者、2親等以内の親族の死亡。
 - ③ 社員本人又はその配偶者の出産。
 - ④ 社員本人の傷病。
 - ⑤ 社員本人の住居災害。

第3条(手続きならび提出書類等)

- 1 この規程の適用を受けようとする社員又は前条第2項の事項の発生を知った社員又は上長は、各事務所責任者にその発生事項を報告すること。また、事務所責任者はグループウエアにて「慶 市禍福事項発生届」をブロック長を1次承認者とし、2次承認者を経理部長として申請を行い前 条第2項の事項が発生したことを報告する。
- 2 経理部長は前項の報告を受けたときは、直ちに担当事務員に対し、次条以下の事務処理を指示する。但し、会社の休日に前条第3項第2号の事項が発生した場合は、各事務所責任者の判断により次条以下の対応を行う。
- 3 この規程の適用を受けようとする社員は慶弔禍福事項の発生が確認出来る何らかの写し等を 事前あるいは事後を問わず会社に提出すること。

第4条(弔慰見舞金)

社員又はその家族が死亡した場合は、次表により遺族又は葬祭を行う者に対し、弔慰見舞金を支給する。

親族など勤続年数	本人	配偶者	その他の1親等 内の親族
6ヶ月未満	71. 巨 沙 土4	5,000円	
6ヶ月以上5年未満	社長決裁	30,000 円	10,000円
5年以上	社長決裁	50,000 円	30,000 円

第5条(結婚祝金)

- 1 社員が結婚する場合、次の各号の区分により、結婚祝金を支給する。
- (1) 社員に対する結婚祝金は次表の区分のとおりとする。本号の祝金は、結婚準備のため退職することが明らかな社員については、その退職時に支給する。

区	分	金額
勤続3年以上の社員		30,000 円

2 社員の子女が結婚した場合、次表の区分により結婚祝金を支給する。

区	分	金額
勤続3年以上の社員		10,000円

第6条(出産祝金)

社員として在籍中、本人又はその配偶者が出産した場合、次表の区分により出産祝金を支給する。ただし、出産後、社員である本人が産後休業、産後パパ育休、育児休業のいずれかを取得の場合は、復職後に支給する。

区	分	金額
勤続3年以上の社員		20,000 円

第7条(傷病見舞金)

社員が業務上(通勤途上を含む)又は業務外において、負傷又は疾病により入院加療した場合、 次表により見舞金を支給する。尚、通院加療した場合は諸般の事情を考慮して支給の有無、及び金額を決定する。

	区		分	金額
1	業務上の傷病の場合	診断書により全治3週間以上		10,000円
2	II	IJ	全治3ヶ月以上	20,000 円
3	JJ	IJ	全治6ヶ月以上	30,000 円
4	業務外の傷病の場合	IJ	全治1ヶ月以上	5,000円
5	II .	IJ	全治6ヶ月以上	10,000円

第8条(慶弔事休暇)

- 1 社員本人又はその親族が結婚した場合には慶事休暇を、又社員本人の配偶者もしくは親族が死亡した場合には弔事休暇を、それぞれ次の各号の区分によって与える。
- (1) 慶事休暇の日数

親族など 勤続年数	本人	1親等	2親等
1年以上3年未満	3 目	2 日	
3年以上5年未満	5 日	3 日	
5年以上	7 日	5 日	1 日

(2) 弔事休暇の日数

親族など 勤続年数	配偶者 1親等	2親等	3親等
1年以上3年未満	3 日	1 日	
3年以上5年未満	5 日	2 日	
5年以上	7 日	3 日	1 日

- 2 皆精勤手当の計算については、慶弔事休暇の取得はこれを出勤したものと見なす。
- 3 慶弔事休暇の間、賃金を支給する。
- 4 慶弔事休暇を取得せず、又はこれと併せて年次有給休暇を取得することができる。
- 5 慶弔事休暇は通常の勤務日において1日単位かつ連続取得するものとし、その勤務日に対して 賃金を支払うものとする。
- 6 慶事休暇の取得期限は、慶事事項発生後6ヶ月以内に取得するものとする。

第9条(災害見舞金)

社員が火災、風水害、地震、その他の災害によりその住居に関する損害を被った場合その実情を調査し、次表の区分により見舞金を支給する。但し、同一災害により会社も被害を被った時は、この限りではない。又同一の住居に世帯を同じくする社員2名以上が居住する時は、そのうちの1人に支給する。

	区 分	金	額
1	居住不可能であるとき	50,000円	
2	居住可能であるとき	30, 0	00円

第10条(付則)

- 1 平成12年3月1日付け制定の「慶弔見舞金規程」は、平成13年1月9日付けをもって廃止する。
- 2 本規程は、平成13年1月10日付けをもって改定し、即日施行する。
- 3 平成13年1月10日改定の規程は、平成14年4月1日をもって、本文の通り改定し即日施行する。
- 4 平成14年4月1日改定の規程は、令和2年4月1日をもって、本文の通り改定し即日施行する。
- 5 令和2年4月1日改定の規程は、令和4年12月1日をもって、本文の通り改定し即日施行する。